

小周防地区 土砂災害ハザードマップ

ハザードマップに関する注意事項

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、山口県知事が、土砂災害（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり）が発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生じる恐れがある区域を指定したものです。下関地方気象台と山口県土木建設部砂防課が土砂災害警戒情報を発表した場合に避難勧告の対象となります。普段から防災情報を収集し、早めの避難を心がけましょう。

※このマップに示した土砂災害警戒区域・特別警戒区域以外でも、土砂災害が発生する場合がありますのでご注意ください。

ハザードマップに関するお問い合わせ先 光市 建設部 監理課
住所：光市中央六丁目1番1号 / 電話：0833-72-1534

浸水想定区域の凡例

	1.0m未満
	1.0m以上～4.0m未満

※河川氾濫による浸水想定区域は、平成15年8月に作成した「光市島田川洪水ハザードマップ」を引用しています。

防災関係機関連絡先一覧

施設名称	電話番号
光市役所	0833-72-1400
大和支所	0820-48-2211
光市水道局	0833-71-0700
光地区消防組合消防本部	0833-74-5600
光警察署	0833-72-0110

福祉避難所一覧

福祉避難所
福祉避難所とは、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所です。

施設番号	名称
1	きらら

※直接避難されても利用はできません。防災危機管理課へお問い合わせ下さい。

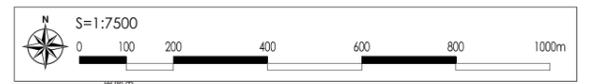
土砂災害の凡例

急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり
 土砂災害特別警戒区域	 土砂災害特別警戒区域	 土砂災害警戒区域
 土砂災害警戒区域	 土砂災害警戒区域	 土砂災害警戒区域

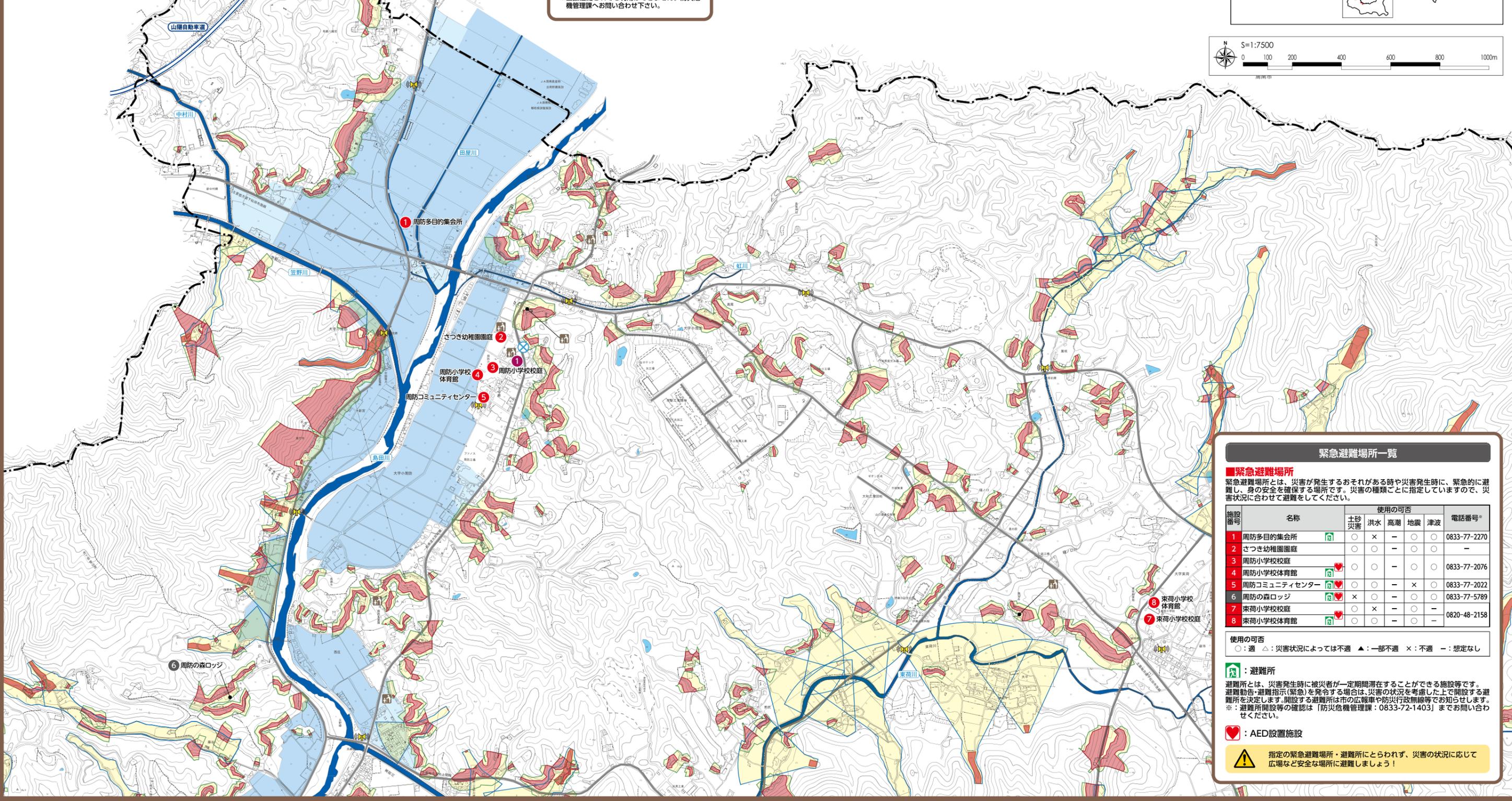
用語の説明
●土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域
●土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

マークの凡例

- ① 緊急避難場所
- ① 緊急避難場所(土砂災害時利用不可)
- ① 福祉避難所
- ① 要配慮者利用施設
- ⓧ 警察施設
- 📡 防災行政無線屋外拡声子局
- 主要幹線道路
※災害発生状況により通行できない区間があります
- - - 行政界



注意
災害危険箇所は、避難を中心とした防災対策を進めるためのものであり、被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。区域内外に関わらず、早めの避難を心がけてください。



緊急避難場所一覧

緊急避難場所
緊急避難場所とは、災害が発生するおそれがある時や災害発生時に、緊急的に避難し、身の安全を確保する場所です。災害の種類ごとに指定していますので、災害状況に合わせて避難をしてください。

施設番号	名称	使用の可否					電話番号*
		土砂災害	洪水	高潮	地震	津波	
1	周防多目的集会所	○	×	-	○	○	0833-77-2270
2	さつき幼稚園園庭	○	○	-	○	○	-
3	周防小学校校庭	○	○	-	○	○	0833-77-2076
4	周防小学校体育館	○	○	-	○	○	-
5	周防コミュニティセンター	○	○	-	×	○	0833-77-2022
6	周防の森ロッジ	○	×	-	○	○	0833-77-5789
7	東荷小学校校庭	○	×	-	○	-	-
8	東荷小学校体育館	○	○	-	○	-	0820-48-2158

使用の可否
○：適 △：災害状況によっては不適 ▲：一部不適 ×：不適 -：想定なし

：避難所
避難所とは、災害発生時に被災者が一定期間滞在することができる施設等です。避難勧告・避難指示(緊急)を発令する場合は、災害の状況を考慮した上で開設する避難所を決定します。開設する避難所は市の広報車や防災行政無線等でお知らせします。※：避難所開設等の確認は「防災危機管理課：0833-72-1403」までお問い合わせください。

：AED設置施設

指定の緊急避難場所・避難所にとらわれず、災害の状況に応じて広場など安全な場所に避難しましょう！